

【申告受け付けの日程】※申告の相談・受け付けは●印のついているところで実施。

受付会場	舞鶴税務署	市役所本庁 (6F 大会議室)		市役所本庁 (1F 税務課)	市役所西支所
受付時間	9時～16時	[市・府民税] 9時～16時 [所得税] 9時30分～12時、13時～16時		9時～16時	9時～16時
受付申告書	所得税	所得税	市・府民税	市・府民税	市・府民税
2/7	水	●	●		
2/8	木	●	●		
2/9	金	●	●		
2/13	火	●	●		
2/14	水	●	●		
2/15	木				
2/16	金	●	●		●
2/19	月	●	●		●
2/20	火	●	●		●
2/21	水	●	●	●	●
2/22	木	●		●	●
2/23	金	●		●	●
2/26	月	●		●	●
2/27	火	●		●	●
2/28	水	●		●	●
3/1	木	●		●	●
3/2	金	●		●	●
3/5	月	●		●	●
3/6	火	●		●	●
3/7	水	●		●	●
3/8	木	●		●	●
3/9	金	●		●	●
3/12	月	●		●	●
3/13	火	●		●	●
3/14	水	●		●	●
3/15	木	●		●	●

所得税の申告は税務署で

所得税の申告受付は舞鶴税務署です。お間違えのないようお願いいたします。  
市役所では2月7日(水)～14日(水)のみ本庁6階大会議室で所得税を受け付けます。



市役所での申告受け付け



市役所での市・府民税、所得税の申告受け付けが始まります。会場や日程は左表のとおり。

所得税は、2月7日(水)～14日(水)(土・日、祝日は除く)に受け付け。7日(水)～9日(金)のみ税理士による申告相談を実施。13日(火)・14日(水)は給与所得者や年金受給者の還付申告相談のみを受け付けます。時間は9時30分～12時と13時～16時。

市・府民税は、2月7日(水)～3月15日(木)に受け付け(土・日、祝日は除く)。時間は9時～16時。西支所では、2月16日(金)から市・府民税のみ受け付けます(次表参照)。

市・府民税申告書の送付

昨年、市・府民税の申告を提出した人には申告書を送付しています。届かない人や新たに申告が必要となった人は税務課へ連絡を。

公的年金を受給している人

公的年金の収入金額が年間400万円以下で、その他の所得が年間20万円以下の人は、所得税の確定申告は不要です(源泉徴収されない)

2月7日から

税の申告受け付けが始まります

外国年金などの受給者や所得税の還付を受ける場合は確定申告が必要。

ただし、次に該当する人は「市・府民税申告書」を市役所へ提出すると市・府民税が減額になる場合があります。控除の申告漏れがないようご注意ください。

なお、所得・控除の状況によって、控除を申告されても税額が変わらない場合があります。

《市・府民税が減額になる人》

- ◆市・府民税が課税になる人で、年金の源泉徴収票に記載されていない社会保険料控除(納付書・口座振替で支払った国民健康保険料など)、医療費控除、扶養控除など各種控除の追加・変更のある人

市・府民税申告書への個人番号(マイナンバー)の記載

市・府民税の申告には、申告者および被扶養者の個人番号(マイナンバー)の記入が必要です。

また、個人番号を記載した申告書を提出する場合、申告者の本人確認と番号確認ができる書類の提示が写しの添付が必要です。

▼詳しくは、税務課(☎66・1026)へ。

主な改正点



医療費控除が変更  
セルフメディケーション税制(医療費控除の特例)の創設

定期健康診断などを受けている人を対象にセルフメディケーション税制が創設され、年間1万2,000円を超えるスイッチOTC医薬品を本人および生計同一の親族のために購入した場合、超過分の金額が申告により所得控除できるようにになりました(上限額は8万8,000円)。

なお、同制度は医療費控除の特例であり、従来の医療費控除と選択適用となるため併用はできません。ご注意ください。

スイッチOTC医薬品とは…

医師の処方が必要であった医療用医薬品から薬局などで購入できる一般用医薬品へ転用(スイッチ)された市販薬で厚生労働省がセルフメディケーション税制対象医薬品として認定しているもの。

スイッチOTC医薬品を購入した場合、領収書にその旨が記載されます。

セルフメディケーション税制の適用要件

対象は健康の増進や疾病予防のため、次の取り組みをされた人です。申告する年分にこれらを行ったことが分かる書類(領収書や結果通知書など)を添付する必要があります。

- ◆予防接種(定期接種、インフルエンザワクチンの予防接種)健康診断
- ◆市町村が実施するがん検診、健康診断
- ◆勤務先で実施する定期健康診断
- ◆特定健康診査、特定保健指導
- ◆健康保険組合などが実施する人間ドック、各種健診(検診)

医療費控除申告時に領収書の提出が不要に

医療費控除・医療費控除の特例(セルフメディケーション税制)のいずれかの適用を受ける人は、「医療費控除の明細書」か「セルフメディケーション税制の明細書」を添付することとなり、領収書の提出が不要になりました。

ただし、領収書は内容確認の提出を求めることもあるため、自宅で5年間保存しておく必要があります。

▼詳しくは税務課(☎66・1026)へ。

償却資産申告書の提出を

固定資産税は、土地や家屋のほか償却資産(事業用資産)も課税の対象です。償却資産を所有されている人は毎年1月1日の状況を申告しなければなりません。

まだ申告していない人は早めに税務課へ申告をお願いします。

▶詳しくは、税務課(☎66・1027)へ。



舞鶴税務署からのお知らせ

所得税・消費税の申告受け付け

所得税・消費税の申告は税務署へ。申告受け付けの日程は上表でご確認ください。

国税電子申告・納税システム「e-TAX」か国税庁ホームページ「確定申告作成コーナー」のご利用を

「e-TAX」か国税庁ホームページ「確定申告作成コーナー」を利用すれば、画面案内に従って金額などを入力するだけで税額などが自動計算され、所得税申告書を作成できます。



ぜひご利用ください。

▶詳しくは、舞鶴税務署(☎75・0801)へ。